

# 北里大学バイオサイエンスフォーラム運営委員会規程

平成 19 年 12 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、北里大学バイオサイエンスフォーラム（以下「フォーラム」という。）の運営を推進するため、北里大学バイオサイエンスフォーラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 各学部及び一般教育部から選出された者                | 各 1 名 |
| (2) 医療系研究科から選出された者                    | 1 名   |
| (3) 北里生命科学研究所（感染制御科学府を含む）から選出された者     | 1 名   |
| (4) 臨床薬理研究所、東洋医学総合研究所、生物製剤研究所から選出された者 | 若干名   |
| (5) 北里大学保健衛生専門学院、北里大学看護専門学校から選出された者   | 若干名   |
| (6) その他、学長が必要と認めた者                    | 若干名   |

(委員長)

第 3 条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は運営委員会を代表し、運営委員会の業務を統括する。

(業務)

第 4 条 運営委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) フォーラムの運営方針に関すること
- (2) フォーラムの実施計画に関すること
- (3) フォーラムの予算に関すること
- (4) その他フォーラムの運営に必要な事項

(事務)

第 5 条 運営委員会の事務は、研究支援センターが行う。

(雑則)

第 6 条 この規程で定めるものにほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、運営委員会及び学部長会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。